

総合科学研究センター

特別研究プロジェクトに関する細則

(目的)

第1条 この細則は、一般財団法人総合科学研究機構(以下、「機構」という)定款第4条(事業)の一環として行うもので、総合科学研究センター運営規程第15条第3項に基づく「特別研究プロジェクト」(以下、「特別研究」という)が円滑に運営されるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「特別研究」とは、総合科学研究センター運営規程第2条(「総合科学」の定義)、第3条(基本方針)及び第4条(事業内容)の定めに基づく研究活動で、産学連携の趣旨により行うものをいう。

(「特別研究」の種類)

第3条 「特別研究」は、関係者が主体的に取り組むことを原則とし、次の3種類よりなる。

(1) 団体研究

「研究チーム」を編成して行う研究活動

(2) 個人研究

個人的活動を前提としての研究

(3) 研究会活動

研究会規約を制定し、事業計画に基づく組織的な研究活動

(研究計画書の作成)

第4条 「特別研究」による研究を希望するときは、次の事項を明らかにした「研究計画書」を作成しなければならない。

(1) 研究概要

(2) 研究目標

(3) 研究方法(団体研究・個人研究・研究会活動)

- (4) 研究期間（1年単位、但し継続可能）
- (5) 研究場所（連携機関・自宅）
- (6) その他（研究費用の調達など）

（研究会の設立）

第5条 第3条第3号による特別研究を行う場合、研究会を設けることが必要とされる。

- 2 研究会の設立の認可は、審査委員会の審査を受け、理事長が行う。
- 3 各研究会の運営については、規約の制定などを含め、当事者間で決めるものとする。
- 4 各研究会の代表者は、理事会の求めに応じ、その活動状況を文書を以って報告しなければならない。

（例）平成20年度には、「つくばアーカイブズ研究会」が認可されている。（現在）

（例）平成22年度には、「新しい大学システムの構築に関する研究会」が認可されている。（現在）

（申請書の提出）

第6条 「特別研究」の認定を希望するときは、前条による「研究計画書」に次の事項を記載した「申請書」を添え、理事長に提出しなければならない。

- (1) 研究プロジェクト名（分かりやすく具体的な名称）
- (2) 研究者名（団体研究・研究会活動の場合は代表者）
- (3) 研究協力者（団体研究の場合は「協力者」、研究会活動の場合は「研究会」構成メンバー）
- (4) 推薦者（機構の役員・評議員またはそれに準ずる者）

（「特別研究員」の認定）

第7条 「特別研究」の承認を受けたとき、その研究活動に関係する者は、「特別研究員」となることができる。

- 2 「特別研究員」に関する事項は、「特別研究員に関する細則」で、別に定める。

（申請時期）

第8条 「特別研究」の申請時期は、次の通りとする。

- (1) 新年度4月1日からの活動を希望する時は、前年度2月末日までとする。
- (2) 活動開始の時期を特に希望しない時は、年度中随時とする。

(特別研究の更新・継続)

第9条 特別研究の認定のもとに研究活動をしている者が、次年度での更新・継続を希望するときは、新たに申請手続きをしなければならない。

- 2 前条に係わらず、前年度に提出した関係書類に変更がない場合には、その一部を省略することができる。

(審査手続)

第10条 特別研究の申請を受けたときは、理事長は申請書類を受付け、次の手順のもとに審査をするものとする。

- (1) 申請書に記載された事項に関する事前審査(記載事項の不倫など)
- (2) 事前審査により適当とされたものについては、理事長は直ちに審査委員会にその審査を要請
- (3) 審査委員会は、理事長の要請を受け、委員会を開催し、特別研究に関する審査を行う。

(審査結果の通知)

第11条 審査委員会は前条第3号での審査結果について、文書で理事長に報告し、理事長はその旨を申請者に通知するものとする。

(研究成果の報告)

第12条 特別研究による研究成果は、毎年度、「成果報告書」として、次年度4月末日までに理事長に提出するものとする。

- 2 「研究成果報告書」の様式は、研究計画書に対応させたもので、次の内容に焦点を置くものとする。
 - (1) 研究成果の概要
 - (2) 研究目標の達成度
 - (3) 事業計画との相違点
 - (4) 今後に残された課題
 - (5) 次年度の計画

(研究成果の発表)

第13条 特別研究による研究成果については、機構が主催する「研究発表会」で発表することができる。

2 前項の他に、希望により機関誌『CROSS T&T』で発表の機会が与えられる。

(その他)

第14条 この細則に定められていないその他の事項については、常任理事会に諮り、理事長が定めるものとする。

(付則)

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

この規程は、平成21年4月1日より改正する。

この規程は、平成22年6月1日より改正する。

この規程は、平成23年4月1日より改正する。

「特別研究プロジェクト」申請書

平成 年 月 日

一般財団法人総合科学研究機構

理事長 西谷 隆義 殿

(申請人)

住所

氏名

私は、貴法人のもとの「特別研究プロジェクト」の趣旨に基づき、下記のとおり申請書類を提出しますので、審査をお願い致します。

記

1. 特別研究プロジェクトの名称
2. 研究者名 (団体研究・研究会活動の場合は代表者)
3. 研究協力者 (団体研究の場合は「協力者」、研究会活動の場合は「研究会」
構成メンバー)
4. 推薦者 (本機構の役員・評議員またはそれに準ずる者)
5. 研究計画書
 - (1) 研究概要
 - (2) 研究目標
 - (3) 研究方法 (団体研究・個人研究・研究会活動)
 - (4) 研究期間 (1年単位、但し継続可)
 - (5) 研究場所 (連携機関・自宅など)
 - (6) その他 (研究費の調達方法など)

(注記)

CROSSから支給する「研究助成額」は、機構側で総合的に判断し決定します。